

給与支払報告書（個人別明細書）記入例

給与支払報告書（個人別明細書）の提出について

給与支払報告書（個人別明細書）は、特別徴収・普通徴収に仕分け、石巻市から送付する総括表と併せて提出してください。また、給与支払報告書（個人別明細書）の用紙については、所轄税務署よりお受け取りください。

なお、提出期限は令和6年1月31日（水）となっております、

期限日厳守又は早期提出に御協力をお願いします。

1 住所欄

令和6年1月1日現在の住所（退職者は退職時の住所）を記入願います。

注意 住民登録地と実際の住所が異なる場合は、住所欄が摘要欄に令和6年1月1日現在の住民登録地を記入してください。

2 控除対象扶養親族の数等

控除対象扶養親族等は、区分ごとに正確に数字を記入してください。

注意 下記4 配偶者・扶養親族欄で記入した扶養人数と一致するか確認してください。不一致の場合、住民税の控除が受けられない場合があります。

3 摘要欄

(1) 前職分を含めて年末調整した場合は、前職の所在地、事業所名、退職年月日、支払額、社会保険料、源泉徴収税額を必ず記入してください。

注意 例年、摘要欄に前職分の記入が無いことにより、前職分の給与等が二重で計算され、住民税が通常より高い税額で通知されるケースが発生しています。

(2) 同一生計配偶者（控除対象配偶者は除く。）を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者・特別障害者・同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記入してください。⇒ 記入例：「石巻花子（同配）」

(3) 所得金額調整控除の適用がある場合、以下の該当する要件に応じて、次のとおり記入してください。

Table with 2 columns: 要件 (Requirements) and 記入例 (Examples). Rows include: 同一生計配偶者が特別障害者 (石巻花子 (同配)), 扶養親族が特別障害者 (石巻太郎 (調整)), 扶養親族が年齢23歳未満 (石巻太郎 (調整)).

4 配偶者・扶養親族欄

(1) 控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の氏名及びマイナンバーを記入してください。

注意 上記2 控除対象扶養親族の数等で記入した数字と人数が一致するか確認してください。不一致の場合、住民税の控除が受けられない場合があります。

(2) 国外に居住する非居住者である扶養親族については、区分欄に「○」を付してください。

(3) 16歳未満（平成20年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族は、所得控除の適用はありませんが、住民税非課税限度額の判定基準に関係するため漏れなく記入してください。

Main tax form grid containing sections for: 住所 (Address), 受給者番号 (Recipient No.), 氏名 (Name), 種別 (Type), 支払金額 (Payment Amount), 控除対象扶養親族の数 (Number of dependents), 社会保険料等の金額 (Social Security Amounts), 住宅借入金等特別控除 (Special Deduction for Mortgage Interest), 配偶者 (Spouse), 扶養親族 (Dependents), 中途就・退職 (Mid-career/Retirement), 受給者生年月日 (Recipient's Birth Date), 支払者 (Payer).

5 個人番号欄

個人特定のために必要です。稀に他者のマイナンバーが記入されていることがありますので、誤りのないよう確実に記入してください。

6 氏名欄

正確に記入し、必ずフリガナをつけてください。

7 住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

(1) 住宅借入金等特別控除額が、算出した所得税額よりも多い場合は、必ず「住宅借入金等特別控除可能額」を記入してください。

注意 記入がない場合、住民税の控除額の計算ができません。

(2) 「居住開始年月日」は、必ず記入してください。

注意 記入がない場合、住民税の控除額の計算ができません。

(3) 「住宅借入金等特別控除区分」は、次のように記入してください。

- 住：一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築等を含む。）
認：認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合
増：特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

注意 控除区分に「増」と記入するのは、特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する場合のみです。一般の増改築は、控除区分に「増」と記入しないでください。

例年、記入誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生しています。「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の場合は、住民税の控除はありませんので御注意願います。

震：東日本大震災によって家屋が居住の用に供することができなくなった場合で、平成23年から令和7年12月31日までの間に新築や購入、増改築をした家屋に係る住宅借入金等について、震災特例法第13条の2第1項「住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除」の規定の適用を選択した場合

(4) 上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が

- ・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合には「(特)」
・「特別特定取得」に該当する場合（「特例取得」及び「特別特例取得」を含みます。）には「(特特)」
・「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。

8 受給者生年月日欄

個人特定のために必要な項目となります。記入漏れ・誤りが多く見受けられますので必ず正確に記入してください。

その他の注意点は、裏面を御覧ください。

担当：石巻市総務部市民税課 個人市民税係
TEL0225-95-1111 (内線 3094~3098)

給与支払報告書（個人別明細書）記入例

9 (源泉)控除対象配偶者の有無等

(源泉)控除対象配偶者を有している場合は、○を付してください。また、年末調整をした場合は、配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記入してください。

注意 受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

10 社会保険料等の金額欄及び国民年金保険料等の金額欄

給与等を支払う際に控除した社会保険料の金額や「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記入してください。

注意 小規模企業共済掛金の額については、内書きし、上段に小規模企業共済掛金の額を、下段に社会保険料の金額及び小規模企業共済等掛金の額の合計額を記入してください。

例年、小規模企業共済掛金の額を国民年金保険料等の金額欄に記入する等の誤りにより、住民税の控除が受けられないケースが発生しています。

11 寡婦、ひとり親控除（令和2年分以降改正事項）

令和2年分より、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除が見直されました。

(1) 寡婦控除 控除額27万円（女性のみ適用）

要件 ア 離別後、婚姻しておらず扶養親族を有していること
イ 死別及び生死不明後、婚姻していないこと

(2) ひとり親控除 控除額35万円

要件 ア 離別、死別及び生死不明後、婚姻しておらず又は未婚で以下の(ア)及び(イ)に該当する子を扶養していること
(ア) 生計を一にし、他の扶養（控対配）でないこと
(イ) 総所得金額等の合計額が48万円以下であること

※ 上記の要件に加え、寡婦控除、ひとり親控除共通して以下の事項が条件
・合計所得金額が500万円以下
・事実上婚姻関係と同様の事情にある相手がない

12 乙欄について

乙欄は、源泉所得税を求める上で、従たる給与であることを示すものですが、住民税の特別徴収は、当該年度の初日（4月1日）において給与の支給を受けている者が対象であり、乙欄該当者でも、総括表に特別徴収の対象である旨の記入がある場合は、特別徴収税額通知書を送付する場合がありますが、特別徴収の対象として複数の給与支払報告書が提出されている場合は、乙欄に○を付しているものは普通徴収の対象とみなします。

なお、普通徴収とする場合は、普通徴収切替理由書又は給与所得者異動届書の提出が必要です。

Main form for tax reporting with fields for recipient info, payment details, deductions, and family status.

13 給与所得控除及び所得金額調整控除（令和2年分以降改正事項）

(1) 給与所得控除の改正
令和2年分以降より、給与所得控除について、以下の通り変更となりました。

ア 一律10万円の引き下げ
イ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円に引下げられ、控除額の上限額が195万円に引下げ

(2) 所得金額調整控除の創設

給与収入金額850万円超の者で、以下のいずれかに該当する場合、給与収入（年収1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。最大控除額1.5万円

なお、適用がある場合は、所得金額調整控除の額を所得金額調整控除欄に記入し、調整控除後の給与所得金額を給与所得控除後の金額欄に記入してください。

- ア 本人が特別障害に該当すること
イ 年齢23歳未満の扶養親族を有すること
ウ 特別障害者である同一生計配偶者を有すること
エ 特別障害者である扶養親族を有すること

注意 3 摘要欄(3)で記入の通り、所得金額調整控除の適用がある場合は、要件に応じて摘要欄への記入が必要です。

14 基礎控除（令和2年分以降改正事項）

令和2年分より、基礎控除について、以下の通り変更となりました。

- (1) 一律10万円の引き上げ (旧)38万円 → (新)48万円
(2) 合計所得金額が2,400万円を超える者については、合計所得金額に応じて控除額が適減し、2,500万円を超える者については基礎控除が適用されない

Table showing the relationship between total income and the amount of basic allowance.

15 中途就・退職欄

(1) 同年中に就職と退職が両方ある場合、最新の就職・退職年月日を記入してください。

(例：令和5年4月1日に就職し、同年8月31日で退職した場合は、退職に○を付し、退職年月日を記入してください。)

(2) 令和6年1月1日以降再雇用等の理由で、退職給報の該当者を引き続き特別徴収とする場合、令和6年度住民税に係る特別徴収の切替届出書を提出いただくか、摘要欄にその旨記入してください。

(例：令和6年4月1日再雇用のため特別徴収希望)

★ 詳細につきましては、国税庁HP (https://www.nta.go.jp) を御覧ください。